

令和6年10月1日(火曜日)より
受付開始します

岸和田市合葬式墓地

合葬式墓地とは、複数の焼骨を合同で埋蔵し、
社会全体で供養することを目的としたお墓です。

維持管理は、岸和田市が行うため、
墓石等の建立や管理、継承の必要がありません。

生前のお申込みもできますので、
お墓を引き継ぐ人がいない方や単身の方でも
安心してご使用いただけます。





使用者の資格

使用の申請ができる方は、次のいずれかに該当する方です。

1. 岸和田市民（申請日現在、岸和田市に住民登録がある方）で、親族※の焼骨を所有している方
2. 死亡時に岸和田市民（死亡時に岸和田市に住民登録がある方）であった親族※の焼骨を所有している岸和田市民又は、岸和田市民以外の方
3. 岸和田市民（申請日現在、岸和田市に住民登録がある方）で、ご自身の死後の焼骨を合葬式墓地に埋蔵するために生前予約を行う65歳以上の方

※親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族の関係にある方です。

合葬式墓地の使用料

使用区分	金額（1体につき・税込）	
	使用者が 岸和田市民の場合	使用者が 岸和田市民以外の場合
合葬室へ直接埋蔵	60,000円	90,000円
10年間個別安置後に合葬室へ埋蔵	110,000円	165,000円
20年間個別安置後に合葬室へ埋蔵	160,000円	240,000円
記名板	55,000円	82,500円

※焼骨が岸和田市民であっても、使用者が市外在住者の場合は、「岸和田市民以外」の料金が必要となります。

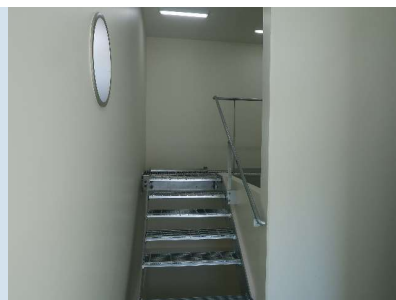


合葬式墓地のモニュメントは、岸和田市の象徴となる「海」「里」「山」をイメージしています。

合葬室

- 焼骨を専用の納骨袋に納めて、合同で埋蔵します。
- 合葬室への立ち入りはできません。

※合葬室に埋蔵した焼骨は、返却や取り出しはできません。



個別安置室

- 個別安置期間は、10年間又は20年間です。
- 個別安置室への立ち入りはできません。
- 個別安置期間は、使用許可日からの年数であり、納骨後からの使用年数ではありません。
- 個別安置期間中の焼骨の返却はできますが、再び安置はできません。



記名板（希望制）

- 合葬式墓地に埋蔵された故人の氏名のほか、生年月日及び死亡年月日を刻字することができます。
- 記名は、埋蔵された後となり、生前の記名はできません。

※氏名の刻字は漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベットのみの対応となります。



墓参スペース

- 合葬式墓地への墓参は、墓参スペースにて行っていただけます。
- 他の墓参者と譲り合ってご使用ください。
- 献花が可能です。その他お供えはお持ち帰りください。



Q&A

Q1. 合葬式墓地の使用を希望しているが、申請方法について知りたい。

A1. 令和6年10月1日より随時受付を開始します。なお、受付開始時は相当な混雑が予想されます。抽選や先着順による受付ではありませんので、時間に余裕をもって手続きをお願いします。また、郵送でも受付が可能です。詳細につきましては、岸和田市ホームページをご覧ください。

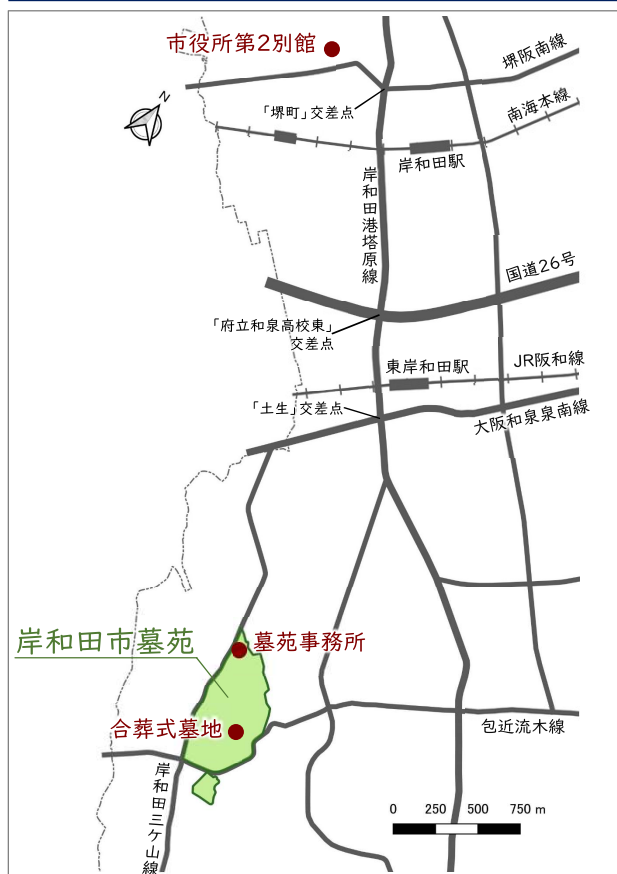
Q2. 市で供養は行われるのでしょうか。

A2. 特定の宗教・宗派を問わず、広く市民の皆さまに使用いただく施設のため、市で供養のような祭事はいません。

Q3. 使用の許可後、焼骨を埋蔵（納骨）する手続きについて知りたい。

A3. 焼骨と必要書類を岸和田市墓苑事務所に ご持参のうえ、手続きをお願いします。なお、お預かりした焼骨は事務所職員が責任をもって埋蔵を行います。

案内図・お問合せ先



岸和田市 公園緑地課 墓苑担当

(市役所 第2別館 4階)

○使用の申請手続き、使用料の納付、合葬式墓地使用許可書の発行、改葬許可証の発行などに関すること

住 所：〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

開庁時間：午前9時～午後5時30分

閉 庁 日：土曜、日曜、祝日、年末年始

T E L：072-423-9581

岸和田市墓苑事務所

(岸和田市墓苑内)

○焼骨の埋蔵に関すること

住 所：岸和田市流木町716番地

開館時間：午前8時30分～午後5時

閉 館 日：年末年始

T E L：072-426-1053

※合葬式墓地の使用の申請手続きなど
詳細は岸和田市ホームページをご覧ください。

